

議第185号

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。

議第185号 正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて